

■(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 募集要項 主な修正箇所(新旧対照表)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	【新】募集要項	【旧】募集要項(案)
1	8	4	(3)	⑤		特定公園施設の建設業務を担う者は、平成17年4月1日以降に完了した都市公園（街区公園を除く。）又はそれに類する空間（ <u>都市公園法に基づく都市公園でないものの、都市公園と同様の機能を有する広場等</u> ）の新設工事又はそれに類する工事（ <u>新設工事に類する大規模な改修工事等</u> ）に係る施工の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。	特定公園施設の建設業務を担う者は、平成17年4月1日以降に完了した都市公園（街区公園を除く。）又はそれに類する空間_____の新設工事又はそれに類する工事_____に係る施工の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。
2	8	4	(3)	⑦		青森市アリーナの維持管理業務を担う者は、平成22年4月1日以降、 <u>屋内スポーツ施設</u> に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。	青森市アリーナの維持管理業務を担う者は、平成22年4月1日以降、 <u>体育館（競技可能な床を有する施設）</u> に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。
3	9	4	(3)	⑧		特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者は、平成22年4月1日以降、都市公園（街区公園を除く。）又はそれに類する空間（ <u>都市公園法に基づく都市公園でないものの、都市公園と同様の機能を有する広場等</u> ）に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。	特定公園施設、東側広場及び西側広場の維持管理業務を担う者は、平成22年4月1日以降、都市公園（街区公園を除く。）又はそれに類する空間_____に係る2年以上の維持管理業務の元請実績を有していること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者が満たせばよいものとする。
4	9	4	(3)	⑨	(ア)	平成22年4月1日以降、 <u>屋内スポーツ施設</u> に係る2年以上の運営業務の元請実績を有していること。	平成22年4月1日以降、 <u>体育館（競技可能な床を有する施設）</u> に係る2年以上の運営業務の元請実績を有していること。
5	9	4	(4)	②		次のいずれかの場合に限り、 <u>当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとし</u> 、提案書（公募設置等計画）を提出できる。	次のいずれかの場合に限り、_____提案書（公募設置等計画）を提出できる。
6	11	5	(2)			(中止となったため削除)	5月1日(月)募集要項等に関する説明会

■(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 募集要項 主な修正箇所(新旧対照表)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	【新】募集要項	【旧】募集要項(案)
7	11	5	(2)	③		(中止となったため削除)	<p>③ 募集要項等に関する説明会 下記のとおり、募集要項等に関する説明会を開催する。なお、募集要項等は各自持参すること。 また、説明会において質問、意見等は受け付けない。</p> <p>(ア) 開催日時 令和2年5月1日(月) 13時30分～(1時間程度)</p> <p>(イ) 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2階大会議室(青森市柳川2丁目1番1号)</p> <p>(ウ) 申込方法 募集要項等に関する説明会参加申込書【様式1-1】に必要事項を記載のうえ、令和2年4月30日(木)12時までに、「10 問合せ先」に記載の宛先(以下「事務局」という。)まで電子メールにて提出すること。 また、電子メールの件名に「説明会申込」と記載すること</p>
8	15	5	(2)	⑨		<u>公募対象公園施設及び利便増進施設の事前確認(第1回)の結果を踏まえ、応募者が提案を想定している公募対象公園施設及び利便増進施設の提案内容に追加及び変更等がある場合について、事前確認を行う。</u>	(追加)
9	16	5	(2)	⑩		<u>市及び応募者が十分な意思疎通を図ることにより、応募者が提案を想定している公募対象公園施設及び利便増進施設の提案内容の意図を把握するとともに、応募者が本事業の趣旨、要求水準書等の意図を理解することを目的として、下記のとおり、市及び応募者による個別対話を実施する。</u>	(追加)
10	17	5	(2)	⑪		<u>本プロポーザルへの参加を希望する者において、参加資格確認申請(第1回)で市の確認を受けた者以外に追加及び変更等がある場合、下記のとおり参加資格に関する書類を提出し、市の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。</u>	(追加)
11	26	9	(1)	②		<u>自由運動広場(ダスト舗装)、遊具、トイレ、駐車場</u>	ダスト舗装

■(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 募集要項 主な修正箇所(新旧対照表)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	【新】募集要項	【旧】募集要項(案)
12	27	9	(1)	④	(カ)	<p><u>なお、公募対象公園施設を先行して営業しようとする場合は、特定公園施設を段階整備とし、営業に必要な特定公園施設は、市に引き渡すこと。</u></p> <p><u>また、青い森セントラルパーク全体の維持管理業務及び運営業務が開始するまでに先行して引き渡しを行った特定公園施設は、事業者の負担において維持管理及び運営を実施すること。</u></p>	(追加)
11	添付資料 2-9	4	(3)			<p>基本的に増収分の<u>30%</u>とするが、事業者が、自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、市と指定管理者が協議の上、市に納付する割合を決定する。</p>	<p>基本的に増収分の<u>50%</u>とするが、事業者が、自主的な経営努力等による増収分であることを、根拠を示しつつ主張する部分については、市と指定管理者が協議の上、市に納付する割合を決定する。</p>

■(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 要求水準書 主な修正箇所(新旧対照表)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他		【新】要求水準書	【旧】要求水準書(案)
1	3	1	(4)				修繕のうち、建物の過半の部分や主要な構造物など、重要な部位や機能の変更を対象とするものこと。 <u>ただし、大規模修繕には、特定公園施設、東側広場及び西側広場の修繕は含まない。</u>	修繕のうち、建物の過半の部分や主要な構造物など、重要な部位や機能の変更を対象とするものこと。_____
2	14	2	(2)	②	(ア)	c	将来、市が整備を予定している自由通路の橋脚、昇降部分等の支障とならないよう、建築物と鉄道敷地の間 <u>は20m以上設けること。</u>	将来、市が整備を予定している自由通路の橋脚、昇降部分等の支障とならないよう、建築物と鉄道敷地の間に <u>一定の隔離を設けるなど、配慮すること。</u>
3	16	2	(3)	①	(ア)	k	コンサート等の興行的イベント会場としての利用を見込んでいる <u>ことから、反響、残響を抑制、軽減するため、遮音及び吸音に配慮するとともに、周囲に与える騒音や振動の抑制に努めること。</u> また、周囲からの発生音がメインアリーナ等の利用に支障のないよう配慮すること。	コンサート等の興行的イベント会場としての利用を見込んでいるため、_____遮音及び吸音に配慮するとともに、周囲に与える騒音や振動の抑制に努めること。 また、周囲からの発生音がメインアリーナ等の利用に支障のないよう配慮すること。
4	17	2	(3)	①	(ウ)	c	競技フロアは、スポーツ利用の際は競技用シューズでの利用を原則とし、その他の利用の際は、土足利用を可とするが、床材を毀損する恐れがある場合はシート等を設置できるようにすること。 床は各競技に支障が無い色調とし、土足利用等の使用に対応した耐久性に優れた床材とすること。	床はメインアリーナと同質の床材とすること。
5	21	2	(3)	①			<u>(ト) 東側広場及び西側広場</u> <u>a 青い森セントラルパーク、東側広場及び西側広場を一体的に維持管理・運営する視点から、青森市が負担する整備費が増加しない範囲内において、植栽の配置計画等、軽微な修正設計を提案することができる。</u> <u>b 修正設計に要する費用は、募集要項に示す市が負担可能な費用負担の上限額に含まれるものとする。</u>	(追加)

■(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業 要求水準書 主な修正箇所(新旧対照表)

No,	頁	大項目	中項目	小項目	その他		【新】要求水準書	【旧】要求水準書(案)
6	30	3	(1)	⑤	(ウ)		統括管理責任者は、原則変更しないこと。ただし、 <u>開業準備期間及び維持管理・運営期間においては、</u> やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。	統括管理責任者は、原則変更しないこと。ただし、 <u>_____</u> やむを得ない理由がある場合、かつ、市と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。
7	36	4	(3)	②			<u>(オ) 隣接する県有地の利用者に配慮した一定の駐車スペースを確保すること。</u>	(追加)
8	41	5	(2)	①	(エ)	c	体育施設管理士を設置するなど、維持管理の質を保つこと。	(追加)
9	47	6	(2)	①	(オ)		<u>運営日、運営時間は、青い森アリーナの開館時間や、青い森セントラルパーク、東側広場及び西側広場の利用者に配慮すること。</u>	<u>運営日、運営時間は市が定める。</u>